六　にんじん、果実、野菜以外の原材料にあっては、その最も一般的な名称をもって表示する。

別表第五（第三条関係）

食品	名称
トマト加工品	［略］
	［削る。］
	［削る。］
	［削る。］
	［削る。］
	［削る。］
［略］	
［項を削る。］	
ソーセージ	［略］
	無塩漬（えんせき）ソーセージ
	無塩せきソーセージ
［略］	
［項を削る。］	

び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合は「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合は「砂糖・高果糖液糖」と表示する。ただし、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合又は砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合にあっては、「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。

八　にんじん、果実、野菜、砂糖類以外の原材料にあっては、「食塩」、「はちみつ」、「こしょう」等とその最も一般的な名称をもって表示する。ただし、こしょうその他の香辛料にあっては、「香辛料」と表示することができる。

別表第五（第三条関係）

食品	名称
トマト加工品	［同上］
	トマトソース
	チリソース
	トマト果汁飲料
	トマトピューレー
	トマトペースト
［同上］	
混合プレスハム	混合プレスハム
ソーセージ	［同上］
	無塩漬（せき）ソーセージ
［同上］	
削りぶし	一種類の魚類のかれぶしのみを使用したもの	かれぶし削りぶし
		かれぶし削り
	一種類の魚類のふし、煮干し又は圧搾煮干しを使用したもの	削りぶし